

第 30 回延岡市農業委員会会議録

(令和 4 年 12 月 23 日)

1. 開催日時 令和4年12月23日(金) 午前9時30分から

2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂

3. 出席委員 14 名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	
7		8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13		14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17		18	
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 5 名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 17 名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5		6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11		12	甲斐安太郎
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	小野厚文	20		21	
22		23			

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 179 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について
 議案 第 180 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案 第 181 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案 第 182 号 農地法第5条の許可申請について
 議案 第 183 号 非農地証明願いについて

- 報告 第 116 号 農地法第4条の届出について
 報告 第 117 号 農地法第5条の届出について
 報告 第 118 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告 第 119 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議 第 40 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農政係長	松 田 真 寿 代
農 地 係 主 査	甲 斐 正 紀			農 政 係 主 事	永 倉 由 貴
				北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

8. 会議の概要

事務局	<p>(総会資料の一部訂正) □P27 報告第 119 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出のうち整理番号 1 番・2 番の所在欄に、4 条届出履歴の訂正をお願いします。</p>
議長	<p>定刻となりましたので、会長お願い致します。</p> <p>それでは、ただ今から第 30 回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。本日は委員総数 19 名中 14 名の出席でございます。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 4 番 牧野博文委員と委員番号 16 番 花畑志良一委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 179 号 農地法第 3 条 使用貸借権の設定についてから議案第 183 号 非農地証明願いについてまでの議案 5 件、報告案件 4 件、協議案件 1 件となっています。議案書の確認をお願い致します。</p> <p>なお、総会終了後に、積立慰安旅行の場所について決めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
緒方委員	<p>それでは、議案第 179 号 農地法第 3 条使用貸借権の設定について提案致します。整理番号 1 番について、委員番号 5 番 緒方武彦委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号 5 番 緒方です。整理番号 1 番について説明致します。農地の所在は北方町二股、田 11 筆、畑 7 筆で合計面積は 7,888 m²です。貸人は野地町在住の 90 代の方、借人は北方町二股在住の 60 代の方で、二人は親子の関係になります。借人の労力人は 2 人、理由は経営移譲年金の更新のためとあります。</p>
議長	<p>12 月 21 日に、貸人、甲斐詳三推進委員、私の三人で現地調査を行いました。借人は申請地を 15 年間ほど耕作されており、田は大変きれいに管理されておりました。地域との調和要件も問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
松下委員	<p>次に、整理番号 2 番について、片伯部委員が欠席のため、委員番号 14 番 松下康廣委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号 14 番 松下です。整理番号 2 番について説明致します。農地の所在は方財町、畑 3 筆で面積は計 911 m²です。貸人、借人とも出北在住の方です。借人の経営状況は 2,655 m²で、労力人は 2 人、理由は経営規模拡大です。</p>
	<p>12 月 19 日、片伯部委員、横山推進委員、私、貸人、借人で現地調査を行いました。このうちの 1 筆はタマネギを作っていたとのことで、よく管理されていました。残りの 2 筆は雑草が生えて荒地になっていたのを貸人が草刈り、整地中とのことでした。周辺の農地の多くが耕作されておらず、荒れており、面的な農地の利用状況等を確認致しました。地域との調和要件については何も問題ありませんでした。貸人は夫婦で農業を営んでいますが、奥様が体調を壊しており、手が回らなくなったということで、農地を探していた知人に相談したら快く引き受けてくれたとのことです。長く維持管理ができ信頼できる農業者に使用貸借すること</p>

議 長 事 務 局	<p>になったようです。借人は水稻、タマネギ、野菜等中心の農家で、将来は規模拡大も考えているとのことで、夏ころまでに収穫できる作物を作りたいとのことで、農業に対する経験も意欲も十分で特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より説明いたします。 別途配付しております農地法第3条調査書をご覧ください。 農地法第3条第2項第1号から第6号までにつきましては、事前に事務局の方で調査いたしましたところ、調査書のとおり問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果をご報告いただき、地域との調和要件などにも問題は無いとのことですので、農地法第3条第2項各号に該当するものは無く、許可要件のすべてを満たしていると考えます。尚、整理番号1番の理由に「経営移譲年金の更新のため」とあることについて説明致します。この件は当初、あっせんのご相談がありましたが、貸人の方が経営移譲年金を受給されており、今後も受給されるためには使用貸借を継続しなければならないということで、使用貸借の更新につながりました。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p>
山田推進委員	<p>続きまして、議案第180号 農地法第3条 所有権の移転について提案致します。整理番号1番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。 推進委員の山田です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は天下町、田2筆で面積は1,382㎡です。譲渡人は天下町在住、譲受人は大分市在住となっておりますが、生まれも育ちも天下町です。新規就農関係上、大分市ということになっておりますが、現在は大分市の方には奥様がお住まいで、本人は天下町の実家に帰って耕作をしております。譲受人の状況は4,050㎡、労力人は2人です。理由は経営規模拡大です。</p>
議 長	<p>12月21日に甲斐会長と一緒に現地調査を行いました。周りは全部水田で、調和要件は何も問題無いと思います。特に問題はありません。皆様のご審議をよろしくお願い致します</p>
安藤委員	<p>次に、整理番号2番について、委員番号10番、安藤重徳委員より説明をお願い致します。 委員番号10番 安藤です。整理番号2番について説明致します。農地の所在は北川町長井、田1筆、畑1筆で合計面積は632㎡です。譲渡人は福岡県在住、譲受人は北川町長井在住の方です。</p>

議 長	<p>12月18日に譲受人、黒田推進委員、私の三人で現地調査を行いました。申請地は譲受人が10年以上耕作しており、移転許可後に贈与を受けるそうです。長年にわたり土地を耕作されたということで贈与の申請となり、土地をよく利用してくれたという感謝の言葉も言われていました。私たちの調査では何も問題ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、整理番号3番について、委員番号12番 星川千鶴代委員より説明をお願い致します。</p>
星川委員	<p>委員番号12番の星川です。整理番号3番について説明致します。農地の所在は北浦町三川内、田1筆で157㎡です。譲渡人は門川町在住、譲受人は北浦町三川内在住の方です。譲受人は水稻と林業をしており、労力人は1人で、理由は経営規模拡大です。</p>
議 長	<p>12月18日に私と小野推進委員と譲受人の3人で現地調査を行いました。申請地は譲受人の農地の隣で、以前より借りて米を作っていたそうです。申請地と譲受人の土地と隣の土地と3筆の畑を畔を取って米を作っていたそうですが、もう1枚の畑もいずれ購入する予定だそうです。譲受人は農業に対する経験や意欲は十分であり、地域との調和要件も何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、整理番号4番および5番について、貫委員が欠席のため、吉田嘉農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
吉田推進委員	<p>推進委員の吉田です。整理番号4番及び5番について説明致します。まず4番ですが、所在は二ツ島町、畑1筆で691㎡です。譲渡人は北海道札幌市在住、譲受人は北浦町古江在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p>
議 長	<p>12月22日に貫委員、私、譲受人の3人で現地調査を行いました。既に畑としてきれいに利用し、地域との調和要件も問題ありませんでした。何ら問題無いと判断致しました。</p> <p>次に整理番号5番について説明致します。所在は二ツ島町、田1筆、畑1筆で面積は計813㎡です。譲渡人は整理番号4番と同じ北海道札幌市在住の方で、譲受人は無鹿町在住の方です。理由は経営規模拡大です。この2筆は番地は離れていますが隣り合わせで1枚のようにつながっています。現況としては田として利用しています。しばらく放置されていたようで草が生えていました。水が全く入らないという状況で、譲受人は牧草を蒔いて作付けをしたいという考えでした。地域との調和要件も問題なく、何ら問題ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
事 務 局	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p> <p>はい。それでは事務局より説明いたします。</p> <p>別途配付しております農地法第3条調査書をご覧ください。整理番号1番について譲受人の住所が大分市になっていますが、実際は天下町にお住まいであることは説明がありましたが、整理番号4番の譲受人についても住所は北浦町古江になっていますが、実際は無鹿町に住んでいらっしゃるのと伺っております。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号までにつきましては、事前に事務局の方で調査いたしましたところ、調査書のとおり問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果をご報告いただき、地域との調和要件などにも問題は無いとのことですので、農地法第3条第2項各号に該当するものは無く、許可要件のすべてを満</p>

		たしていると考えます。以上でございます。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
		続きまして議案第181号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
事	務	はい。それでは農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。 契約内容につきましては、10年の賃借権又は使用貸借権となっています。 この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上、ご審議をよろしくお願い致します。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
		続きまして、議案第182号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、原田委員が欠席のため、久富喜良農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
久富推進委員		推進委員の久富です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は稲葉崎町、畑1筆で171㎡です。譲渡人は稲葉崎町在住の方、譲受人は稲葉崎町にある介護事業の株式会社です。譲受人は譲渡人の住宅も譲り受けているそうです。 12月20日、私、事務局2名、県担当者、譲受人の代理人、隣接地の方の6名で現地調査を行いました。周りは田ですが、現地は少し小高い丘になっていて近くには住宅地もあり、

議 長	市道に面しているところは側溝も整備されています。隣接地との境界もはっきりしているの で、特に問題無いと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
事 務 局	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。 はい。農地区分につきまして説明致します。 整理番号1番につきましては、周辺に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内に ある第1種農地となります。なお、申請地周辺には家屋が連なっていることから、日常生活上 必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。ま た、一般基準につきましては、既に宅地への転用済となっている追認申請で、始末書なども 提出されており、周辺農地に係る営農への支障はなく許可相当と判断致しました。 以上、ご審議をよろしくお願い致します。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はござ いせんか。 何かございせんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。
松田(宗)委員	続きまして、議案第 183 号 非農地証明願いについて提案致します。 整理番号1番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。 委員番号3番 松田です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は舞野町、田 1筆で 72 m ² です。申請人は高野町在住の方で、申請理由は農地法施行(昭和 27 年 10 月 21 日)以前である昭和 25 年頃から宅地として使用されていたということです。 12月20日、私、松田(成)推進委員、酒井推進委員、現場立ち会いで行政書士の方の4名 で現地調査を行いました。写真を見てもらうとわかつてはありますが、コンクリートで全部張りつ めております。まったく農地ではありませんでした。横に用水路が通っており、用水路をあち こち見てもらいましたが何ら問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はござ いせんか。 何かございせんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。

事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。</p> <p>はじめに報告第 116 号、農地法第4条の届出について説明致します。この報告は自己所有農地の転用となっています。議案書に記載しておりますが、4件の届出があり、田が1筆の 36 m²、畑が4筆の 650 m²、合計5筆の 686 m²の転用となっております。</p> <p>次に報告第 117 号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。</p> <p>議案書に記載しております。11 件の届出があり、田が8筆の 932 m²、畑が 10 筆の 2,085 m²、合計 18 筆の 3,017 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 118 号、農地法第 18 条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。</p> <p>議案書に記載しております。2件の届出があり、田が5筆の 5,718 m²の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 119 号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。</p> <p>議案書をご覧ください。今回5件の届出があり、田が7筆の 2,991.62 m²、畑が 17 筆の 3,944 m²、合計 24 筆の 6,935.62 m²となっております。</p> <p>内容につきましては、議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので、次に協議第 40 号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。それでは、農用地利用配分計画(案)について説明致します。</p> <p>こちらは、先程議案第 181 号で決定した中間管理権の設定分と、耕作者変更についての配分計画となります。</p> <p>議案書の整理番号 1 番から 46 番までが伊形地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号 47 番から 56 番までが差木野地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号 57 番と 58 番が小川地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号 59 番から 61 番までが細見地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号 62 番から 73 番までが個別案件での集積計画となっております。</p> <p>最後に、整理番号 74 番から 81 番までが耕作者変更での集積計画となっております。</p> <p>今回の配分計画では、26 人の出し手から計 81 筆、56,240 m²の農地を 個人 12 人と法人 5 件に配分する計画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p>

次に「その他」ですが、何かございませんか。

では、事務局より連絡事項についてお願い致します。

(事務局より説明)

このうち佐伯市視察研修について参加人数を確認する

以上を持ちまして第30回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長

甲斐壽徳

4番

牧野博文

16番

花畑志良一

